

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(報酬)

第1条 社会福祉法人平戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条及び第13条に定める役員及び評議員並びに本会が業務遂行のため任命した委員（以下「役員等」という。）の報酬は、勤務日数に応じて支給する。ただし、報酬が日数によりがたいもの及び月額が適当と認められるものについては、特に月額により定めるものとし、その報酬額は別表のとおりとする。

2 平戸市職員が役員等を兼ねる場合は、前項の規定にかかわらず支給しないものとする。

(費用弁償)

第2条 役員が本会のため執務し、又は旅行したときは、社会福祉法人平戸市社会福祉協議会職員旅費支給規程を準用し、費用を弁償する。

(報酬の支給方法)

第3条 月額による報酬は、月の中途において就任し、又は退職し若しくは死亡した者に対しては、日割り計算によりこれを支給する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

別表

職 名	支給区分	報酬の額	備 考
会長	月額	100,000 円	
副会長	月額	30,000 円	
役員及び評議員	日額	3,000 円	
学識を有する委員	日額	10,000 円	
その他の委員	日額	3,000 円	